

**神戸市告示第438号**

神戸市営住宅条例（平成9年4月条例第12号。以下「市営住宅条例」という。）第74条の規定により、神戸市営住宅及び神戸市厚生年金住宅の指定管理者となった日本管財株式会社が、市営住宅条例第68条第1項の規定により、その収入として収受する神戸市営住宅の駐車場の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）について、市営住宅条例第68条第2項の規定により承認をしたので、市営住宅条例第68条第4項の規定により次のとおり告示する。

令和4年10月11日

神戸市長 久元喜造

**1 利用料金の額**

改良住宅の共同施設として設置された駐車場の利用料金

改良住宅の名称	駐車場の名称	利用料金月額
神戸市営下山手住宅	神戸市営住宅下山手駐車場	17,000円

**2 施行日**

令和4年11月1日

**神戸市告示第439号**

地方自治法（昭和22年法律第67号）第9条の5の規定により、新たに生じた土地を確認しその旨を次のとおり告示する。

令和4年10月11日

神戸市 代表者

神戸市長 久元喜造

**1 新たに生じた土地を確認する区域**

兵庫区中之島1丁目21番地、22番地及び99番地の1に接する無番地に存する岸壁敷並びに同区中之島1丁目122番地及び122番地に接する無番地に存する物揚場敷並びに同区築地町28番地及び33番地に接する無番地に存する物揚場敷の地先公有水面埋立地

**2 新たに生じた土地の面積**

19,861.68平方メートル

**神戸市告示第440号**

新たに生じた土地の確認に伴い、次のとおり町の名称を画し、町の区域の変更をするので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第2項の規定により告示する。

令和4年10月11日

神戸市長 久元喜造

**1 町の名称を画する土地およびその名称**

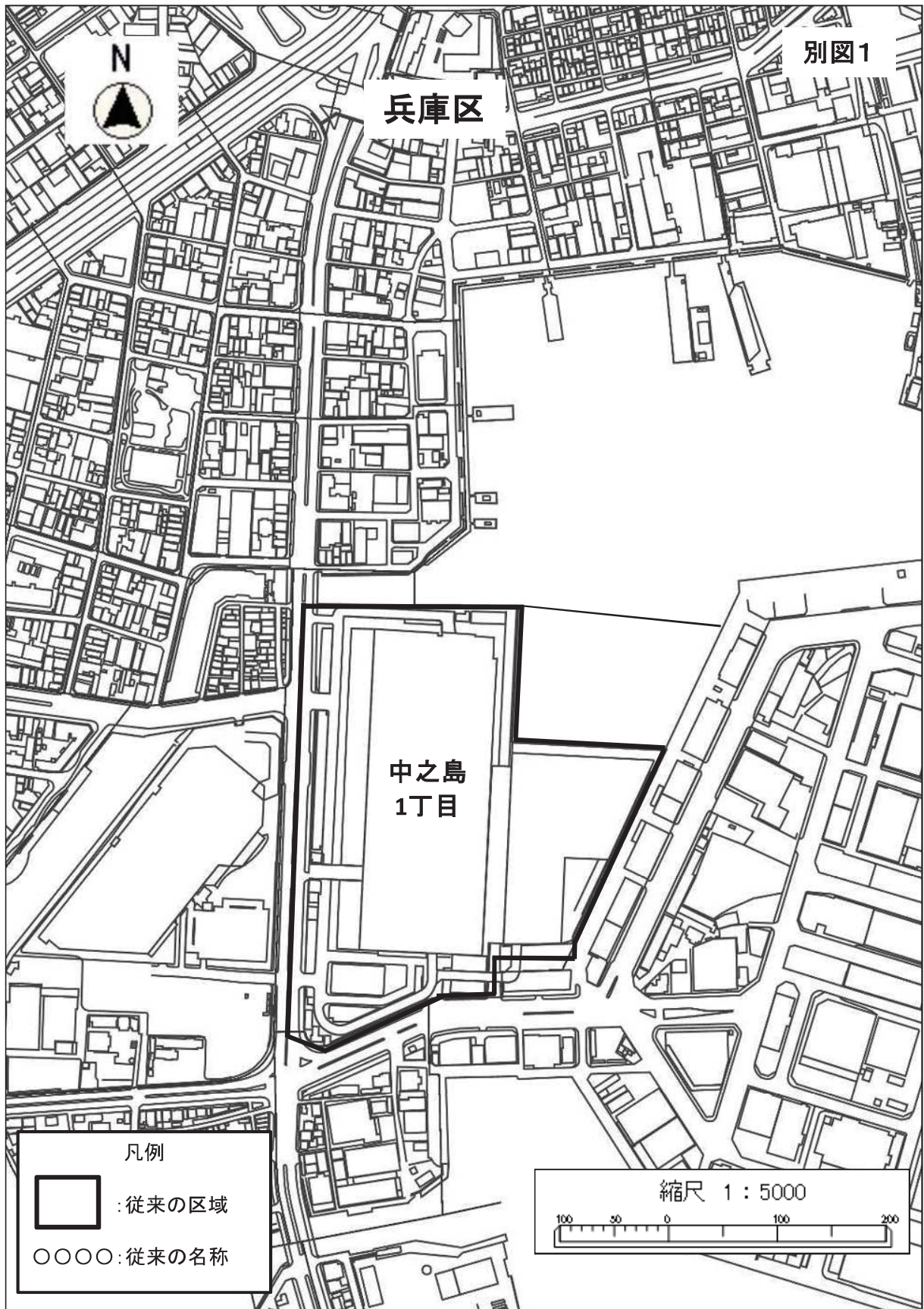
新たに画する土地	町の名称
兵庫区中之島1丁目21番地、22番地及び99番地の1に接する無番地に存する岸壁敷並びに同区中之島1丁目122番地及び122番地に接する無番地に存する物揚場敷並びに同区築地町28番地及び33番地に接する無番地に存する物揚場敷の地先公有水面埋立地 19,861.68平方メートル	兵庫区中之島1丁目

## 2 町の区域の変更

変更前の区域及び名称	変更後の区域及び名称	備考
別図1	別図2	

## 3 実施する期日

令和4年10月11日



別図2



神戸市告示第441号

住居表示に関する法律（昭和37年法律第119号）第3条第3項の規定により、住居表示を実施する区域及び期日並びに当該区域における住居表示の方法を次のとおり告示する。

令和4年10月11日

神戸市 代表者  
神戸市長 久元喜造

- 1 実施する区域  
兵庫区中之島1丁目の一部（別図のとおり）
- 2 実施する期日  
令和4年10月11日
- 3 住居表示の方法  
街区方式



**神戸市告示第442号**

次のとおり街区の区域を変更するので、神戸市住居表示条例（昭和40年3月条例第25号）第2条の規定により告示する。

令和4年10月11日

神戸市長 久元喜造

- 1 街区の区域の変更  
兵庫区中之島1丁目1街区を、別図に示すとおり変更する。
- 2 実施する期日  
令和4年10月11日

